

●博士學位請求論文要旨

罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方

— 地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査とデンマークの現地調査から —

岡部 眞貴子

1. 本論文の目的

本論文では、罪を繰り返し、社会復帰が困難な高齢者支援のあり方を検討・考察し、有効な支援のあり方を考察するものである。

近年、これまで見られなかった社会問題として、高齢者や障害者など社会的バルネラブルな人の犯罪の増加が明らかになり、その社会復帰支援が求められている。

従来、罪を犯した人の社会復帰支援は、刑事司法領域において更生保護として、就労支援を中心に行われてきた。だが、近年の罪を繰り返す高齢者等は、これまでの刑事司法からの支援だけでは充分でないことが明らかになり、刑事司法と社会福祉の連携した支援の取組みが開始されている。

しかし、この支援策は、明らかになった社会問題への早急な対応策として開始されたという経緯があり、実際の支援については解決しなければならない課題が少なくないと言われている。例えば、支援に関わる刑事司法、社会福祉、地方自治体、地域等から生み出される援助場面での問題等であり、今後、解決の方策が必要とされている。また、現在求められているのが実践を支える支援者間の共通理解や価値、認識である。これは実践ありきで始まった取組みで見過ごされた部分である。より良い支援のために、支援に関わる機関や人の共通基盤である。例えば、刑事司法と社会福祉の連携についての共通価値、国と地方自治体の支援についての共通理解や合意、社会の人びとの支援についての納得等である。

このような現状をふまえ、本論文では、罪を犯した高齢者を福祉的支援が必要な人びとであるととらえ、その支援については社会福祉の役割であ

るという立場から、より良い社会復帰支援のあり方を検討する。具体的には、次の3点からアプローチをする。1番目として、罪を犯した高齢者をその特性に着目して理解することである。これは、本人の立場に立ってニーズを考えることにつながる。罪を犯した高齢者は、どのような特徴があり、社会復帰の課題は何であり、支援には何が必要かを把握することによって福祉的支援の目的がニーズに沿ったものになると考えられる。2番目に、司法と福祉の連携の形を分析、検討し、実際の支援ではどのような協働が有効であるかという観点からのアプローチである。その結果は、援助に関わる関係機関や援助者へ方向性を示すことにつながり、共通した支援実践が可能になると考えられる。最後に、罪を犯した高齢者と地域との共存にむけてのアプローチである。これは、罪を犯した高齢者の社会からの疎外という現状に対して、何らかの解決の糸口を示すことにつながり、しいては、支援について社会からの合意を得ることになると考えられる。

2. 論文の構成

はじめに、本論文全体の流れを示し、内容についての概要を説明する。

本論文は7章で構成している。第1章から第3章で、罪を犯した高齢者の社会復帰支援についての知見やこれまでの研究の蓄積を整理する。その上で、第4章、第5章では支援の課題を実態面、当為面から明らかにする。そこから明らかになった課題の対応を視野に入れ、第6章では、海外の先駆的事例をとりあげ、我国と比較する。最後の第7章では、本論文の目的としての罪を犯した高

高齢者への有効と考えられる社会復帰支援策を3点にまとめて示す。以下は、各章の概要である。

第1章では、「罪を犯した高齢者の実情」として、先行研究を基に、その実態を明らかにした。罪を犯した高齢者の増加率や犯罪の要因を公表されているデータを用い、分析・検討を行った。データからは、現在増加している高齢者の再犯罪は窃盗等の軽微な犯罪が多く、それが繰り返される傾向があるということが示されている。また、犯罪の背景には、社会からの孤立や貧困があるということが先行研究より明らかになっている。加えて、近年は、一般の高齢者の傷害事件や認知症高齢者、女性高齢者の犯罪も増えているが、それらに対しては支援体制が不足している状況が確認できた。

これらの先行研究結果から考えられる罪を犯した高齢者像は、一般に考えられているような攻撃性はなく、社会的弱者としての生活経験を過ごしてきた人であり、犯罪の要因は、個人的要因に加えて社会的要因が見逃せない。したがって、罪を犯した高齢者の社会復帰支援を考察する場合、これまでの罪を犯した高齢者への捉え方の変更や特性に合わせた制度・施策が必要であることが考えられた。

第2章の「罪を犯した人への社会復帰に関連する制度・施策」では、第1章で明らかになった社会的弱者として的高齢者への社会復帰に必要とされるニーズ対応としての制度・施策の現状を確認した。支援施策として、刑事司法から「再犯防止推進法」、福祉施策から、「生活困窮者自立支援法」と「地域包括ケア」を取りあげた。それに加えて、制度・施策を実際に動かす地方自治体の機能、役割を確認した。

「再犯防止推進法」では、国と地方自治体が支援の責務を認めたことを評価したうえで、国の保安重視の傾向を問題として論じた。「福祉施策」については、罪を犯した高齢者が生活困窮者施策にも高齢者施策にも対象者として該当しながら、実態面ではどちらのサービスも利用しにくくなっているという課題を論じた。司法と福祉の連携施策としては、現在刑務所への受刑前支援である「入口支援」と受刑後の支援「出口支援」があることを説明した。「出口支援」としては、厚生労働省と法

務省の連携事業である「地域生活定着促進事業」が主に担っている。他方、受刑によるデメリットや再犯罪を回避するためには、刑務所へ入らないための支援として「入口支援」の取り組みがあり、施策化に向けて重要性があることを指摘した。加えて、一般社会施策と社会復帰支援制度への関わりについて、犯罪の問題が国民の安全に関係、同時に個人の権利擁護の問題であることを説明し、その役割の重要性を論じた。これについては、どのような施策が、どのように罪を犯した人の社会復帰支援に関わる可能性があるのかということを図表として示した。

制度・施策の分析・検討で明らかになったことは、それぞれの施策が独自に運営されていることであり、今後の課題として、制度の横のつながりが求められるということが示された。

第3章は、「社会復帰支援における司法と福祉の関わり」として、刑事司法と社会福祉の関係性について理論的、歴史的に検討した。罪を犯した人の社会復帰支援を司法と福祉の双方の視点から実践している「更生保護」と「司法福祉」をとりあげ、視点の違いと協働の考え方を検討した。結果として、司法と福祉には、そのよって立つ原理や原則、価値観の違いがあり、実際に協働して支援を行う場合は、法の規範的解決と福祉実践である実体的解決の調整が必要であることが明らかになった。

次に、なぜ、今、司法と福祉の連携が必要になっているのか、過去には連携はなかったのか、との問いをたて、司法と福祉の関わりを歴史的に確認した。歴史的変遷としては、戦前に福祉的観点からの社会事業として始まった更生保護事業が戦後の制度改革によって刑事司法と社会福祉とに分離した。その後、世紀転換期に始まった司法制度改革をきっかけにその関係が再度問われるようになり、現在、新たに高齢者や障害者という社会的バルネラブルな人への援助として、刑事司法と社会福祉の関係が模索されているということが示された。

第4章では、第1章から第3章までの内容を踏まえて、「社会復帰支援の課題」を当為的と実態的な視点から明らかにした。具体的には、より良い福祉実践を目指すための理論である「法とソーシャ

ルワーク」の枠組みをもとに事例を分析、検討した。事例は、犯罪白書等に公表されている罪を犯した高齢者のものを使用した。事例の分類は、罪種とそれに対応する刑事司法と福祉の関わる程度によって4分類した。ここから示されたことは、罪を犯した高齢者の社会復帰支援には、司法と福祉の関わりという点から次のような3種類の援助のタイプがあるということであった。①福祉的対応が主になるタイプ、②司法と福祉が協働して支援が行われるタイプ、③刑事司法の支援が主になるタイプである。

①の福祉的支援が主になるタイプは、満期出所の高齢者である。このタイプは、満期であるため制度上は刑事司法が関わらず、出所後は一般市民としての権利を保障することが求められ、福祉的支援が中心になる。社会復帰の課題としては、長期間の受刑により社会生活に必要なものを全て失っているため、出所当日からの生存権を保障する福祉的支援が必要だということである。例えば、生活保護や住宅保障であるが、社会保障の手続きの硬直性、煩雑性により、社会資源が利用できにくく、生存権の保障が出来ない事例が発生するという課題が明らかになった。

②の司法と福祉が協働で支援する必要のある高齢者とは、経済的困窮や一人暮らしの高齢者で、初めて罪を犯し、刑事手続きに関わった高齢者への社会復帰支援である。現在取り組まれている受刑を回避するための入口支援である。支援には刑事司法と社会福祉の双方がかかわる。例えば、警察、検察庁、裁判所、保護観察所、弁護士、社会福祉が関わり、微罪処分、起訴猶予、執行猶予などにより、社会生活の継続を目指す。このタイプの高齢者の社会復帰支援の課題は、制度の縦割りと関係機関の連携である。それぞれの機関や団体が独自の法体系によって動いているために、協働体制が取りにくいということが示された。また、公権力の伴う刑事司法と個人の権利擁護に重点をおく社会福祉では、共通の支援価値や認識が持ちにくいという課題があり、罪を犯した高齢者が支援の狭間に落ち、本来必要な社会復帰ニーズに援助が届きにくいという状況が現れていた。

③の刑事司法が中心になる社会復帰支援では、

性犯罪者や薬物事犯者のように病気や依存症が要因となる犯罪であり、福祉的支援の前に医療や刑事司法による対応が必要な高齢者である。特に、性犯罪の高齢者は、出所後には刑事司法の監視が付く場合がある。たとえ高齢者の罪であっても他人の人権と衝突する場合には、公共の利益が優先され、一定の刑事司法による制約により、生活が制限され、刑事司法が優先される。このタイプの高齢者の社会復帰支援の課題は、監視と見守りのバランスである。福祉の視点からは、行き過ぎた監視や人権侵害を阻止する役割がある。例えば個人情報管理である。社会の安全を重視することによる性犯罪高齢者の情報公開は一般社会の生活リスクを回避する手段ではあるが、福祉的生活につながるものではない。監視社会につながらないような支援のあり方の模索が課題として示された。

第5章では、支援実態からみた課題を示した。現在社会的バルネラブルな罪を犯した高齢者に福祉的支援を行っている「地域生活定着支援センター」の支援員の実際の援助をヒアリングした。内容は、司法と福祉にまたがる領域で実践する支援者は、罪を犯した高齢者をどのように理解し、どのような支援スタンスで社会復帰の目標を実現するのか、その際、困難と感じていることは何か等を半構造化面接により、明らかにした。結果は大きく次の3点にまとめられた。①実際の支援経験によって生み出された福祉的援助スタンスがある。②関係機関の連携の未整備とそれによる支援の困難性がある。③地域との関係づくりの難しさがある。

①の援助のスタンスについては、罪を犯した高齢者への直接的関わりによって生み出された「ひとりの高齢者としての支援」という援助観と目標としての生活再建を基本としている。だが、これは同時に、課題として支援者のジレンマとなっていた。支援者は、福祉的援助観によって高齢者の権利擁護に重点をおく一方で、事業の目的である再犯防止、つまり、ある程度のパターンリスティックな関わりを通しての社会防衛の必要性との間で葛藤を抱えている。

②関係機関の連携の未整備という部分は、第4章の課題と重なるものであった。支援に関わる刑

事司法、社会福祉、関係機関との連携体制が体系だっておらず、個別ケースごとに支援者が連携を模索しているという実態が示されていた。その結果は、社会資源の活用が出来にくく、援助が滞っており、罪を犯した高齢者の再犯罪につながるという結果につながる。

③地域との関係づくりの難しさという点は、支援者が罪を犯した高齢者の地域からの排除や孤立に直面し、社会の理解不足を経験したことから生み出されていた。それは現在、罪を犯した高齢者支援について、社会との合意が得られていないことと明確な支援の価値や理念がないことによると考えられた。今後社会の理解や合意を促進するために司法と福祉の共通理念が必要だということが示された。

第6章では、より良い社会復帰支援の考察に先立って、参考となる取組みを検討した。本論文では、海外の先駆的取組みを参考とし、日本の現状と比較、検討をした。参考対象国は、刑事司法の社会復帰支援の先進国といわれる北欧のデンマーク、地域で罪を犯した人の生活支援を組織的に行い成功しているイタリア、高齢者の特性に合わせた処遇実践事例のあるドイツ、刑事司法の中に高齢受刑者への特則がつけられている韓国に着目し、実地調査と文献調査を行った。

デンマークでは、現地調査を行い、刑事司法と社会福祉の一元的支援の実態を確認した。そこからは、刑務所から地域生活までの一貫した支援体制が社会復帰に有効に機能していることが確認できた。この点に関しては、日本の課題として示されていた制度の縦割り、関係機関の連携未整備という課題解決の考察に向けての参考になると考えられた。また、デンマークでは、ノーマライゼーションの考え方を罪を犯した人へも適用し、市民との間で社会復帰支援の共通理念となっていた。

ドイツ、イタリア、韓国の文献調査では、高齢者の特性に合わせた援助や地域での共生の取組み等が、今後の日本の罪を犯した高齢者の支援体制の考察に有用な資料となった。

最後に、「終章」で、第4, 5章から明らかになった社会復帰支援の課題と第6章の先駆的海外実践例とを比較、検討した。今後の日本の支援に必要

な示唆として次の3点が示された。①社会復帰支援についての共通価値や基盤の必要性、②支援機関の包括的連携体制の必要性、③罪を犯した高齢者支援についての社会的合意にむけた理念の必要性、である。

①「支援の共通価値や基盤の必要性」については、社会復帰について、刑事司法と社会福祉の間で制度の目的（再犯防止）は共有しているものの支援についての共通価値がないという課題についての考察である。これは、支援者調査から示された支援者の考え方と制度の目的とのジレンマへの課題としての対応である。実践において支援者は、支援のスタンスを「ひとりの高齢者」という支援価値を実践し、尊厳を重視する、という援助を行っている。支援者の福祉的価値の根底にある考え方は、犯罪の要因は生活困窮や孤立という環境要因によって引き起こされたものであり、その支援には「ひとりの高齢者としての支援が有効である」というものである。

これと同様の考え方をしていたのが、デンマークとイタリアであった。デンマークでは刑務所で「受刑者というよりひとりの人間として」の処遇が行われており、イタリアでは、社会復帰実践の中核の考え方として、犯罪を「個人のモラル」の問題としてとらえないという実践であった。両国とも高齢者の犯罪率が低いということから考えると、ひとつの方法として、日本の罪を犯した高齢者の社会復帰支援のスタンスや援助観には、犯罪を見るのではなく、人を見るという「人としての支援」の価値観が必要ではないかと考えられる。

②「支援機関の包括的連携体制の必要性」については、課題としての社会復帰支援が縦割り制度やシステムによって、困難になっているということについての示唆である。罪を犯した高齢者の事例、支援者調査、双方から示されていた「連携の不備」としては、司法と福祉だけでなく、司法と司法、福祉と福祉の間で課題ともなっており、罪を犯した高齢者が制度や連携の不備の狭間で社会復帰が困難になっている要因のひとつと考えられた。

この課題の示唆としては、デンマークで刑事司法と福祉が一体化した組織（矯正保護局）が事業

運営を行っており、刑務所から出所後まで一貫した更生プログラムや方針によって犯罪数を減らしている実態がある。刑事司法と社会福祉の支援機関の一元化がより良い支援につながる可能性があると考えられる。特に、環境の変化についていきにくい高齢者は機関や関わる人、継続的な方針は、その社会復帰に有効に作用すると考えられる。

また、支援機関の包括的連携体制では、イタリアの実践が参考になった。イタリアでは、罪を犯した人を生活に困難を抱える人と位置づけ、地域の生活の場を包括的に提供している。そこでの支援は、心身状況によって、支援をされる側に立ったり、する立場に立ったりする、という双方向的支援である。高齢者も人の役にたつことで自尊感情を高め、自立生活につながると考えられる。日本の罪を犯した高齢者は、高度経済成長時、建設現場等で働いた経験を持っている人が少なくない。働くことにアイデンティティをおく人も多い。働く機会を得ることで、自信をつけ、社会復帰がスムーズになるということは考えられる。

③「罪を犯した高齢者支援についての社会的合意」については、日本では、罪を犯した高齢者の最終的な目標である地域へ定着するという点についての社会的合意が出来ていないことが課題としてある。支援者インタビュー調査からは、地域の人との関わりがないことによる孤立と再犯罪の関係性が述べられていた。

デンマークでは、支援機関がリスクを視野にいれながら、国民とのコンセンサスを重視して慎重に社会復帰支援策を進めている実践があった。その考え方の中心は福祉的理念としてのノーマライゼーションに基づいた「共生」・「統合」という価値観や人間観が中心になっていた。日本でも、罪を犯した人と社会との関係を「共生」理念として提示している。だが、その具体的議論は深められておらず、地域から納得は得られていない現状がある。罪を犯した高齢者を保護の対象として支援するだけでなく、同じ社会の一員として、双方の義務と責任を議論し、社会的合意を目指すことが必要だと考えられることが示唆された。